『本朝文粋』の文人

――上位入集者とその作品

後藤昭雄

はじめに

『本朝文粋』は平安初期の弘仁年間(八一○~八二三)か『本朝文粋』は平安初期の弘仁年間(八一○~八二三)かの長元三年(一○三○)に及ぶ約二百年間の詩文四三二首をいる。

る。 に及び、四七首が入集する大江匡衡から一首のみの作者に至 体ごとにまとめて十四巻に収めている。また作者は六十七人 その文章にはさまざまな文体があり、その三十八種を、文

ら見えてくることについて考えてみたい。であるのか、いかなる文章を制作しているのかなどの視点かの作品が採録されている作者たちについて、どのような文人の信が採録されている作者たちについて、どのような文人

あげると、『本朝文粋』に入集する作者六十七人を作品数の多い順に

江以言―二六首、慶 滋 保胤―二二首、兼明親王(源兼紀長谷雄―三七首、菅原道真―三六首、源順―三二首、大紀長谷雄―四七首、大江匡衡―四七首、大江朝綱―四五首、菅原文時―三八首、大江匡衡―四七首、大江朝綱―四五首、菅原文時―三八首、

作者文体	大江匡衡	大江朝綱	菅原文時	紀長谷雄	菅原道真	源順	大江以言	慶滋保胤	兼明親王	計
賦		1	2	3	3	1	1		1	12
雑詩				9	2	8			3	22
詔		1	2					2		5
勅書								1		1
勅答		2	3							5
位記				1						1
勅符									1	1
意見封事			1							1
対冊	1	1	1				2			5
論奏			1							1
表・辞状	13	13	9		10				1	46
奏状	8	3	5			3	2		3	24
書状	4	3	1	3			1			12
序	11	11	7	15	19	18	16	10		107
訶									1	1
行			1							1
讃			1							1
銘			2	3	1				2	8
記				1	1			1	1	4
牒	1			1				1		3
祝文				1						1
起請文									1	1
奉行文						1				1
禁制文						1				1
祭文	1						1		1	3
呪願文		1					1			2
表白文									1	1
発願文									2	2
知識文								1		1
廻文								1		1
願文	7	8	1				2	4	1	23
諷誦文	1	1	1					1		4
計	47	45	38	37	36	32	26	22	19	

ある。序──○七首、表(付辞状)─四六首、奏状─二四首、数であるなかで、多数の作品が収載される文体があることで数のあるなかであるのは、多くが一首のみ、また一桁のできるのか。

願文―二三首は二〇首以上がある。このことから考えてみよ

者として、これら九人の作品を文体ごとに表に示すと、次の

ので、ここで区切り、大江匡衡から兼明親王までを上位入集となるが、兼明親王と紀斉名の間で隔たりがあると思われる

明)——一九首、紀斉名——二首、都良香——一首(以下省

とおりである。

二表	100~102 大江朝綱 藤原忠平の摂政を辞する第一・第二・第	98・99 菅原道真 藤原基経の摂政を辞する第一・第二表	摂政関白の職を辞す	97 菅原道真 朔旦冬至を賀する表	賀瑞		まず表を取り上げよう。次の作品が採録されている。		う。	以下、この四文体について、文体ごとに具体的に見ていこ	を踏まえているのであった。	らるるも、いとめでたし」というのは、こうした当時の状況	おろかなり。。願文、表、ものの序など作り出してほめ	士の申文(奏状)」、また「博士の才あるはめでたしといふも	文―二七首である。『枕草子』に「文は。願文、表、博	ると、序―一五六首、表・辞状―四六首、奏状―三七首、願	者」という枠を外しても同じであり、『本朝文粋』全体で見	この四つの文体が多数を占めるということは、「上位入集	う。
126	125	124		121 5 123	118 5 120	117	左右大臣		114 5 116	113	112	111	太政大臣を辞	108 5 110	107	106	105	104	103
菅原文時	菅原文時	菅原文時		大江朝綱	菅原道真	菅原道真	左右大臣を辞す		大江匡衡	菅原文時	菅原文時	大江朝綱	足を辞す	大江匡衡	大江匡衡	大江匡衡	大江朝綱	大江朝綱	大江朝綱
源雅信の右大臣を辞する第三表	藤原師尹の右大臣を辞する第三表	藤原顕忠の職を辞する第一表	第三表	藤原実頼の右大臣を辞する第一・第二・	右大臣を辞する第一・第二・第三表	藤原基経の右大臣を辞する第一表		第二・第三・第四表	藤原兼家の職并びに封戸准三宮を辞する	藤原兼通の職を辞する第一表	藤原実頼の太政大臣を辞する第二表	藤原忠平の太政大臣を辞する第三表		藤原道長の内覧を謝する表三首	藤原道隆の入道する表	藤原道隆の関白を辞する表	藤原忠平の関白を辞する表	藤原忠平の摂政准三宮を辞する表	藤原忠平の摂政を辞する表

女官を辞

37

130 致 128 132 127 仕 131 129 菅原文時 大江朝綱 大江 大江 王 囯 衡 衡 藤原実頼 藤原道長の左大臣を辞する第二・第三表 藤原道長の左大臣并びに章奏を辞する表 藤原忠平の致仕を請 の致仕を請ふ表 ふ第 表 侍) 人が代作するのが通例であるが、菅原道真の った恩典の辞退、 返却を求めるものがあり、

封戸を辞 133 す 菅原文時 藤原実頼の身を乞ふ表

134 136 135 大江 菅原文時 菅原道真 匡 一衡 藤原師 封戸を減ぜむと請 輔の封戸を減ぜむと請

ふ表

菅原文時、

菅原道真である。

なお、

表の四二首という数

大江朝綱

ふ表

137 随身を返す 大江朝綱 藤原忠平の随身を返す表 藤原兼家の封戸并びに准三宮を辞する表

138 以上のとおりである。 菅原道真 源全姫の尚侍を罷めむと請 表の内容によって分類され、 Š 表 類

表であるが、 立てられているが、これは大きく二つに分かれる。 べて辞表である。これも摂政関白 慶事を祝う賀表は最初の一首のみで、 太政大臣、 左右大臣とい 以下はす 賀表と辞 題 が

れ

らの身分に伴って付与された封戸

(特別給付)、

随身とい さらにこ

う身分で分けられ、その後に致仕

(退官)

がある。

意思を天皇に上奏する文章が表である。 の例が置かれている。このような場合に、 なお、 118 その作成は文 臣下が自己の 120 及び 134

最後に女官

(尚

右大臣道真が自らのために書いた作である。

この表が四二首入集するが、作者はわずかに四人である。

それも入集数一・二・三位そして五位の大江匡衡、

これら四人の文人に独占されている。 「本朝文粋」全体で見ても変わらない。 この四人はいかなる文 すなわち表の作者は

じくし、朱雀・村上朝の詩文壇を牽引した。 六〜九五七)と菅原文時 する詩人文人であることはいうまでもない。 人か、詳しく説く必要はないであろう。 (八九九~九八一) 道真が平安朝を代表 大江匡 はほぼ時代を同 大江朝綱 衡 九五 (八八八

は一条朝第一の学儒である。

掲の一覧を見ると、表は最高位の貴族の進退に

関

前

儒家を代表する菅原・ 意思表示であることが理解されるが、 大江二氏の四 人に限ら その作者は、 れてい 平安朝 0

付されている。 これらの表は巻五に置かれているが、 巻五の目録に 「表下附辞状」とある。 これには 「辞状」 状 が

であるが、後に見る奏状とは区別されている。その辞状とし

て四首を収める。

兼明親王 職 (中務卿)を停められんと請

ぶ水

139

140 菅原文時 清慎公 んと請ふ状 (藤原実頼) の為の左近衛大将を罷め

141 大江匡衡 四条大納言 (藤原公任) の為の中納言左衛門

督を罷めんと請ふ状

142 菅原道真 蔵人頭を罷めんと請ふ状

辞表と同じである。では何が表と状を分けているかといえば、 これらも官職を辞したいとの申請であり、この点では先の

れる。

これに付随する恩典に関しては辞表が用いられ、それ以下の 答えは容易に出る。官職の高下である。大臣以上の官および

ける分類基準であるようで、時代を遡った詩文集はこれに一 官職の場合は辞状である。ただし、これは『本朝文粋』にお

菅原道真(八四五~九○三)の『菅家文草』に見ることがで 致しない。それを都良香(八三四~八七九)の『都氏文集』、

が、 『都氏文集』は六巻のうち、半分の三巻を残すだけである 幸いに巻三に表が残り、 一○首を採録する。そのなかに

次の二首がある。

源大納言(源多) の為の陸奥出羽按察使を譲る第一表

主殿頭当麻大夫の為の致仕を請ふ表

遠慮の心を留めて、微臣が遥領の職を罷めしめんことを」と 前者は「譲る」とあるが、本文には「伏して願はくは陛下

の仙の作と同じである。後者の「当麻大夫」は当麻鴨継で、

あり、辞職である。主体が大納言であることは『本朝文粋』

『三代実録』貞観十五年(八七三)三月八日条に「従四位下

行主殿頭兼伊予権守当麻真人鴨継卒」とある。この表は致仕

を乞うものであることから、この没時に近い時の作と考えら

このように『都氏文集』には大納言、またこれより遥かに

低い従四位下主殿頭という身分の人物が奏上した表がある。 『菅家文草』も同様である。巻十に二三首の表があるが

610⁵ なかに、 藤大 614 藤大納言 大学助教善淵朝臣永貞の為の官を解きて母に侍せんと請 (氏宗) の為の右近衛大将を辞する表

がある。『都氏文集』と全く同じである。

の官職については状という基準で作品を収めているが、早く 『本朝文粋』では大臣以上の官職に関しては表、 それ以下 39

にはこのような例がある。

3 献に散見する「都序」の語はこれを示している。都は〈すべ れも複数の詩篇に冠するものとして作られたものである。 大は天皇が主宰し、皇親、貴族、文人ら数十人が集うものか ったが、そのほとんどは詩宴において作られたものである。 詩序は平安朝の貴族社会において最も身近な漢文の文章であ も多い一三九首が採録されている。この数字が示すように、 次は詩序を考える。 小は親しい者数人による雅会まで、多様であるが、 の意である。個人の一首のみに付された序はきわめて少 詩序は 『本朝文粋』全体で見ても、 いず 文

以下のとおりである。 詩序の作品数は一三九首であるが、 多い順に、 作者は三十人に及ぶ。

九首· —菅原道真

七首 |源 順

六首· -大江以言

三首 —紀長谷雄

○首 首 大江匡衡 大江朝綱 慶滋保胤

六首——紀斉名·菅原文時

三首 橘正通・藤原篤茂・都良香

大 江 澄明 ・ 小 野 美 材 小野篁・紀在昌・高階積善 ・嶋田忠臣・菅原雅規

淳茂・菅原是善・ 菅原輔昭・高丘相如

藤原雅材・ 藤原惟成・

源英明・

源相規・

都在中

菅原

(十四人)

である。

原・高丘・高階・橘・藤原・源・都・三善・慶滋) 体であり、詩序は開かれた文体であるといえよう。この点で いる。すなわち、作者に関しては、表は極めて閉ざされた文 作者は見るように多くの氏族(大江・小野・紀・嶋田・ 原・大江氏の四人のみで制作していた。それに対して詩序の 表と対比すると、いっそう際立ってくる。表は四二首を菅 この数字から、まず思うことは、作者の多さである。 に亙って 先の

明親王には作がない。詩序の作者は広範囲に及ぶだけに目 の上位入集者と照応しているが 多くの作品が選ばれている作者は、 (菅原文時まで)、ひとり兼 当然のことながら全体 両者は対蹠的な文章であった。

付く。

が、前半の六巻は詩を収めており、ここで必要なのは後半のす、前文料』と対照してみよう。『菅家文草』は十二巻から成る文集『菅家文草』があり、『本朝文料』所収作の典拠と見る文集『菅家文草』があり、『本朝文料』所収作の典拠と見る

巻七 賦 (4)、銘 (3)、賛 (12)、祭文 (2)、六巻である。このような構成である。数字は作品数。

(3)、序(22)、書序(5)、議(2)

巻八 策問(8)、対策(2)、詔勅(9)、太上天皇贈

答天子文 (6)

巻九 奏状 (27)

巻十 表状 (23)、 牒状 (3

卷十一 願文 (17)

巻十二 願文 (16)、呪願文 (5)

文」は『本朝文粋』にはない文体であるが、他の十五種は傍線を付した二つ、「議」と「太上天皇の天子に贈答する

なる。これは順序は相違するものの本論が対象としている四と、多い順に願文(33)、奏状(27)、表(23)、序(22)と『本朝文粋』と共通している。まず文体ごとの作品数を見る

文体と一致する。

そのほとんどが『本朝文粋』に採録されていることになる。が『本朝文粋』に採録されている。すなわち、道真の詩序はので、これを除いた詩序は二一首である。そのうちの一九首并霜菊詩序」)は賦と詩と両者の序という変則的なものであるさて、序(詩序)は二二首であるが、一首(「未」旦求」衣賦

次に願文を見る。次のとおりである。

神祠修善

記

400 慶滋保胤 菅丞相の廟に賽ゆる願文 寛和二年(九八六)

大江匡衡 尾張熱田社に大般若経を供養する願文

寛弘

401

供養塔寺

402 大江維時 村上天皇の雲林院の塔を供養する願文 応和

大江匡衡 藤原道長の浄妙寺を供養する願文

寛弘二年

三年(九六三)

403

大江匡衡 藤原道長の浄妙寺の塔を供養する願文 寛弘

404

四年 (一〇〇七)

大江匡衡 真救の卒塔婆を供養する願文 永延三年(九

405

八九)

『本朝文粋』の文人――			一上信	立入缜	集者と	こその	作品											
418	417	416	415	414	413	412	2百		411	410		409	408		407		406	雑
大江朝綱	大江匡衡	大江以言	菅原輔正	大江朝綱	大江朝綱	大江朝綱	善善		慶滋保胤	大江匡衡		三善道統	兼明親王		大江朝綱		大江維時	松修善
村上天皇母后四十九日願文 天暦八年(九五四)	一条院四十九日願文 寛弘八年(一〇一一)	花山院四十九日願文 寛弘五年(一〇〇八)	円融院四十九日願文 正暦二年(九九一)	朱雀院周忌願文 天暦七年(九五三)	朱雀院四十九日願文 天暦六年(九五二)	陽成院四十九日願文 天暦三年(九四九)		元五年 (九八二)	奝然入唐の時、母の為に善を修する願文 天	仁康の五時講を修する願文 正暦二年(九九一)	年 (九六三)	空也の金字大般若経を供養する願文 応和三	自筆法華経を供養する願文 貞元元年(九七六)	願文 天慶十年	朱雀院の賊を平らげし後に法会を修せらるる	(九四七)	朱雀院の八講を修せらるる願文 天慶十年	
つて	の身	る作	てい	容を	事か	類題	内	426	425	424		423		422		421		420
亡父母、亡	ス分の順に異	上であるが、	る。一首		などにおける	心に明らかっ		大江以言	大江匡衡	大江朝綱		大江朝綱		菅原文時		慶滋保胤		大江朝綱
匸妻、亡息のための作、さらに妻の夫を悼む作	置き、42以下は願主と追善の対象者の関係によ	、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象者	(42)を除いては四十九日と周忌(44)におけ	「追善」であるが、これは次のように排列され	る作を収める。願文の語から直ちに連想する内	である。「雑修善」には法会、経典の供養、仏	て分類されている。「神祠修善」「供養塔寺」は	覚運僧都四十九日願文 寛弘四年(一〇〇七)	源宣方四十九日願文 長徳四年(九九八)	亡息四十九日願文 天暦四年(九五〇)	五	重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九四	(九七一)	藤原伊尹報恩(亡父母)修善願文 天禄二年	八五)	大納言息女女御四十九日願文 寛和元年(九	四七)	左大臣息女女御四十九日願文 天暦元年(九
	48 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 天暦八年(九五四) って亡父母、亡妻、亡息のための作、さらに妻の夫を悼む	48 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 天暦八年(九五四) って亡父母、亡妻、亡息のための作、さらに妻の夫を悼む切 大江匡衡 一条院四十九日願文 寛弘八年(一〇一一) の身分の順に置き、⑫以下は願主と追善の対象者の関係に	48 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 寛弘八年(九五四) って亡父母、亡妻、亡息のための作、さらに妻47 大江匡衡 一条院四十九日願文 寛弘八年(一〇一一) の身分の順に置き、22以下は願主と追善の対象 人には以言 花山院四十九日願文 寛弘五年(一〇〇八) る作であるが、これらは天皇、母后、内親王、	48 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 天暦八年(九五四) って亡父母、亡妻、亡息のための作、さらに妻47 大江匡衡 一条院四十九日願文 寛弘八年(一〇一一) の身分の順に置き、辺以下は願主と追善の対象 で「「一〇一一」 の身分の順に置き、辺以下は願主と追善の対象 で「「一〇一一」 の身分の順に置き、辺以下は願主と追善の対象 で「「一〇一八」 でいる。一首(辺)を除いては四十九日と周忌	48 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 寛弘八年(九五四) って亡父母、亡妻、亡息のための作、さらに妻47 大江匡衡 一条院四十九日願文 寛弘五年(一〇〇八) る作であるが、これらは天皇、母后、内親王、 7 大江朝綱 朱雀院周忌願文 天暦七年(九五三) の身分の順に置き、22以下は願主と追善の対象 2 の方のが「追善」であるが、これは次のよ	48 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 天暦八年(九五四) って亡父母、亡妻、亡息のための作、さらに妻44 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 寛弘八年(一〇一一) る作であるが、これらは天皇、母后、内親王、 7 大江匡衡 一条院四十九日願文 寛弘八年(一〇一一) る作であるが、これらは天皇、母后、内親王、 7 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 寛弘八年(一〇一一) の身分の順に置き、辺以下は願主と追善の対象 2 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 天暦八年(九五二) 事などにおける作を収める。願文の語から直ち	48 大江朝綱 特上天皇母后四十九日願文 天暦八年(九五四) って亡父母、亡妻、亡息のための作、さらに妻の夫を悼む48 大江朝綱 保雀院四十九日願文 寛弘八年(一〇一一) 容を持つのが「追善」であるが、これは次のように排列されている。一首(辺)を除いては四十九日と周忌(弘)におりる作であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象で表が、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象のである。「雑修善」には法会、経典の供養、種類に明らかである。「雑修善」には法会、経典の供養、	48 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 天暦八年(九五二) の身分の順に置き、辺以下は願主と追善の対象者の関係に 「大江朝綱 保管院四十九日願文 寛弘八年(一〇一一) る作であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 「大江朝綱 保管院四十九日願文 寛弘五年(一〇一一) る作であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 「大江朝綱 保管の一九日願文 寛弘八年(一〇一一) る作であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 「本であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 「神祠修善」「供養塔寺」」 の身分の順に置き、辺以下は願主と追善の対象者の関係に おって (祖) にお であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 では、大江朝綱 付上天皇母后四十九日願文 定暦・「供養塔寺」「供養塔寺」」 「神祠修善」「供養塔寺」」 「神祠修善」「供養塔寺」」 「神祠修善」「供養塔寺」」 「神祠修善」「供養塔寺」」 「神祠修善」「供養塔寺」」 「本村」 「本村」 「本村」 「本村」 「本村」 「本村」 「本村」 「本	は 大江朝綱 特上天皇母后四十九日願文 天暦二年(九五二)	41 大江朝綱	410 大江匡衡 仁康の五時講を修する願文 正暦二年(九九二) 241 大江東綱 に息四十九日願文 天暦四年(九九八) 252 263 264 275 265 265 265 265 265 265 265 265 265 26	410 大江匡衡 仁康の五時講を修する願文 正暦二年(九九二) 421 慶滋保胤 奝然入唐の時、母の為に善を修する願文 天暦二年(九九二) 421 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 天暦二年(九九二) 422 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 天暦二年(九四九) 類題に明らかである。「雑修善」には法会、経典の供養、大江朝綱 朱雀院四十九日願文 天暦二年(九九二) 存を持つのが「追善」であるが、これは次のように排列されている。「神祠修善」には法会、経典の供養、大江朝綱 朱雀院四十九日願文 定暦二年(九九二) でいる。一首(222)を除いては四十九日願文 寛弘四年(九九八) 名作であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 (415 大江匡衡 一条院四十九日願文 寛弘八年(一〇一八) る作であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 (417 大江匡衡 一条院四十九日願文 寛弘八年(一〇一八) る作であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 (418 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 寛弘八年(一〇一八) る作であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 (418 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 寛弘四年(九五〇) 本行であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象 (418 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 天暦四年(九五〇) 本行、大江匡衡 源宣方四十九日願文 天暦四年(九五〇) 本行、大江三衡 源宣方四十九日願文 天暦四年(九五〇) 本行、大江明綱 十上天皇母后四十九日願文 天暦四年(九五〇) 本行、大江明綱 村上天皇母后の対象者の関係に (418 大江朝綱 村上天皇母后の対象者の関係に (418 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 天暦四年(九五〇) 本行、大江明綱 十二十五日 (418 大江朝綱 十二十五日) 本行、大田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田	410 大江匡衡 仁康の五時講を修する願文 正暦二年(九九二) 411 慶滋保胤 奝然入唐の時、母の為に善を修する願文 下暦二年(九九二) 412 大江朝綱 保養院四十九日願文 下暦二年(九五二) 7名によって分類されている。「神祠修善」「供養塔寺」は善 23 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 下暦二年(九五二) 7名によって分類されている。「神祠修善」「供養塔寺」は 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 下暦二年(九五二) 7名によって分類されている。「神祠修善」「供養塔寺」は 大江朝綱 朱雀院周忌願文 下暦二年(九五二) 7名によって分類されている。「神祠修善」「供養塔寺」は 大江朝綱 朱雀院周忌願文 下暦二年(九五二) 7名によって分類されている。「神祠修善」「供養塔寺」は 大江朝綱 朱雀院周忌願文 下暦二年(九五二) 7名によって分類されている。「神祠修善」「供養塔寺」 413 大江朝綱 朱雀院周忌願文 下暦二年(九五二) 7名によって分類されている。「神祠修善」「供養塔寺」 414 大江朝綱 朱雀院周忌願文 下暦二年(九五二) 7名によって分類されている。「神祠修善」「供養塔寺」 415 であるが、これは次のように排列さるを持つのが「追善」であるが、これは次のように排列さるを持つのが「追善」であるが、これは次のように排列さるを持つのが「追善」であるが、これは次のように排列さるを持つのが「追善」であるが、これは次のように排列さるを持つのが「追善」であるが、これは次のように排列さるを持つのが「追善」であるが、これは次のように排列さるを持つのが「追善」であるが、これは次のように排列さるを持つのが「追善」であるが、これは次のように排列さると過ぎるとは、大江朝綱 大江朝綱 東明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九田) 7名に表の大を悼む 143 大江朝綱 東京 144 大江朝綱 東京 145 大江東河 145 大江朝綱 東京 145 大江東河 145 大江東河 145 大江朝河 145 大江東河 145	408 兼明親王 自筆法華経を供養する願文 正暦二年(九七二) 408 美書道統 空也の金字大般若経を供養する願文 応和三 23 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九九二) 410 大江匡衡 仁康の五時講を修する願文 正暦二年(九九二) 411 慶滋保胤 奝然入唐の時、母の為に善を修する願文 天暦二年(九九二) 412 大江朝綱 保金院四十九日願文 天暦二年(九九二) 413 大江朝綱 保金院四十九日願文 天暦二年(九九二) 414 大江朝綱 保金院四十九日願文 天暦二年(九九二) 415 菅原輔正 円融院四十九日願文 天暦二年(九九二) 416 大江以言 花山院四十九日願文 天暦二年(九九二) 417 大江匡衡 「条院四十九日願文 寛弘五年(一〇〇八) 418 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 寛弘五年(一〇〇八) 419 三善道統 空也の金字大般若経を供養する願文 正暦二年(九九二) 420 大江以言 覚運僧都四十九日願文 天暦四年(九五〇) 421 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 東欧四年(九九八) 422 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 東欧四年(九九八) 423 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天暦四年(九五〇) 424 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天暦四年(九五〇) 425 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 426 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 427 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 428 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 429 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 420 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 421 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 422 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 423 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 424 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 425 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 426 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 427 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 428 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 429 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 420 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 421 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 422 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 423 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 424 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 425 大江朝綱 正妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 426 大江朝綱 正妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 427 大日院四十九日願文 天暦四年(九五〇) 428 大江朝綱 正妻四十九日願文 天慶八年(九五〇) 429 大日紀元 元祖(九五〇) 420 大日紀元 元祖(九五〇) 420 大田紀元 元祖(九五〇) 420 大田紀元 元祖(九五〇) 421 大田紀元 元祖(九五〇) 422 大田紀元 元祖(九五〇) 423 大田紀元 元祖(九五〇) 424 大田紀元 元祖(九五〇) 425 大田紀元 元祖(九五〇) 426 大田紀元 元祖(九五〇) 427 大田紀元 元祖(九五〇) 428 大田紀元 元祖(九五〇) 429 大田紀元 元祖(九五〇) 420 大田紀元 元祖(五五〇) 420 大田紀元 元祖(五五〇) 420 大田紀元 元祖(五五〇) 420 大田紀元 元祖(五五〇)	(九七二) (2) (10 大江巨衡 (1) 大江南綱 (1) 大江南州 (1) 大江南和 (1) 大江南州	418 大江朝網 朱雀院の財を平らげし後に法会を修せらるる (22) 菅原文時 藤原伊尹報恩 (亡父母) 修善願文 天慶八年 (九五○) 410 三善道統 空也の金字大般若経を供養する願文 応和三 420 大江朝網 保雀院四十九日願文 天暦二年(九九二) 411 慶滋保胤 奝然入唐の時、母の為に善を修する願文 応和三 420 大江朝網 陽成院四十九日願文 天暦二年(九九二) 411 大江朝網 保雀院四十九日願文 天暦二年(九九二) 421 大江朝網 保雀院四十九日願文 天暦二年(九九二) 422 大江朝網 保雀院四十九日願文 天暦二年(九九二) 423 大江朝網 保雀院四十九日願文 天暦二年(九九二) 424 大江朝網 保金院周忌願文 天暦二年(九九二) 425 大江朝網 保金院四十九日願文 天暦二年(九九二) 426 大江朝網 東明親王亡妻四十九日願文 天暦四年(九九八) 427 大江朝網 朱雀院四十九日願文 天暦二年(九九二) 428 大江朝網 重明親王亡妻四十九日願文 天暦四年(九九八) 429 修善願文 天禄二 427 大江朝網 朱雀院四十九日願文 天暦二年(九九二) 429 大江朝網 重明親王亡妻四十九日願文 天暦四年(九九八) 420 大江朝網 重明親王亡妻四十九日願文 天暦四年(九九八) 421 大江朝網 朱雀院四十九日願文 天暦四年(九九二) 422 大江朝網 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九五○) 423 大江朝網 東京と追善の対象者の関係に 427 大江朝網 大江東京 722 大江朝河 222 大田 222 大	(九四七) (九四七) (九四七) (九四七) (2) 慶滋保胤 大納言息女女御四十九日願文 寛和元年 (九五○) (九五) (九五○)	(40) 大江朝綱 朱雀院の八講を修せらるる願文 天慶十年 (21) 慶滋保胤 大納言息女女御四十九日願文 寛和元年 (22) であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象者の関係に 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 東暦七年(九五二) 「中帝によって分類されている。「神嗣修善」には法会、経典の供養、 141 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 東暦七年(九五二) 「中帝に四十九日願文 東暦七年(九五二) 「中帝にあるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象者の関係に 大江朝綱 大江朝綱 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 寛弘五年(一〇〇八) 「神嗣修善」には法会、経典の供養、 141 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 東暦七年(九五二) 「中帝にあるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象者の関係に 大江朝綱 大江朝綱 大王皇母后四十九日願文 寛弘五年(一〇〇八) 「神神修善」には法会、経典の供養、 141 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 寛弘五年(一〇〇八) 「中帝にあるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象者の関係に 大江朝綱 村上天皇母后四十九日願文 東西四年(一〇〇八) 「神神修善」には法会、経典の供養、 141 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 寛弘五年(一〇〇八) 「神神修善」には法会、経典の供養、 141 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 東西四年(九五〇) 「神神修善」には法会、経典の供養、 141 大江朝綱 「中帝によって分類されている。「神神修善」には法会、経典の供養、 141 大江朝綱 「中帝によって分類されている。「神解文 東西に関文 東西に関文 東西に関文 東西に関文 東西に置立 141 大江朝綱 「中帝によって分類されている。「神修善」には法会、経典の供養、 141 大江朝綱 「中帝によって分類されている。「神を持事」には法会、経典の供養、 141 大江朝綱 「中帝によって分類、 141 大江朝綱 「中帝によって分類、 141 大江朝瀬 「中帝によって分類、 141 大江朝瀬 「中帝によって分類、 141 大江朝瀬 「中帝によって分類、 141 大江朝瀬 「中帝によって分類、 141 大田順文 東西によって入口、 141 東京 「神帝によって分類、 141 大田順文 寛本・ 141 大田順文 東京・ 141 大田順文 東京・ 141 大田順文 東京・ 141 大田順文 東京・ 141 大田 141 大田順文 東京・ 141 大田 141 大田順文 東京・ 141 大田順文 141 大田

すことが意図されている。 類排列はその目的、 作者に目を向けると、二つのことが注目される。 場、 願主、 修善の対象などの多様性を示 まず、 本

る。 ち 稿が対象としている上位入集者九人のうち、紀長谷雄、 いることである。後者は先に見た表の作者と同一の事実であ 道真、源順の作がないということ、もう一つは追善願文のう これはやはり意図されたことと考えられる。 天皇を悼む作はすべて大江氏か菅原氏の文人が執筆して 菅原

醐朝の願文は採録されていないのである。この時代に願文が (九四五)である。朱雀朝である。これに先立つ宇多朝や醍 することとして各作品の制作時に注目したい。ために前 覧にこれを記したが、 前者の道真ら三人の作がないことについては、これと関連 制作時が最も早いのは23の天慶八年 揭 0

学本)、 長谷雄にもわずかではあるが 品数としては詩序より多く、 『菅家文草』には三三首の願文がある。これは文体ごとの作 直ちに想起されるのは『菅家文草』である。先に示したが 叡山文庫蔵 『類句集』 集中最も多い。また同時代の紀 『作文大体』『言泉集』(大谷大 に一部が残り、願文を制作し

書かれなかったわけではもとよりない

ていることが知られる。これらが対象となっていれば、

宇

は、 多・醍醐朝の作品も入集していたはずである。 れていないのかとの思いが生じる。 ている。このことを思い合わせると、 詩序は『菅家文草』の二二首のうち一九首もが採録され 願文はなぜ一首も採ら 道真について

祝の願文である。願文は亡者追悼の文章と考えてしまう常識 とは対蹠的な願文である。 粋』にはない内容の作品があるが、なかで注目したいのは慶 もう一つのことがある。『菅家文草』の願文には しかも五首 (あるいは六首) 『本朝文

る。 刑部福主の為の四十賀の願文 次のとおりである。

636

643 温明殿の女御 十算を賀し功徳を修し奉る願文 (源厳子)の為の尚侍殿下 (源全姫)

年を賀し奉る法会の願文 南中納言 (南淵年名) の為の右丞相 (藤原基経 の四十

648

662 658 宮道友兄の為の母氏の五十齢を賀する願文 齢を賀する願文 木工允平遂良の先考の為に功徳を修し兼ねて慈母の六十

中宮 の為に四十齢を賀する願文 (班子女王) の令旨を奉りて第一公主 (忠子内親

665

いずれも四十に始まり十年ごとに行われる算賀のための作

『本朝文粋』の文人――上位入集者とその作品 43

た特異な作品である。

である。なお、

協は父の追善と母の賀を祝うことを併せ述べ

そうした意図に即して言えば、 た願文を例示して、その世界の拡がりを示そうとしている。 先に見たように『本朝文粋』 慶祝の場のために作られた作 はいろいろな場合に制作され

『本朝文粋』を承けて編纂された『本朝続文粋』には、『文 (源俊房)七十賀願文」(巻十二、大江匡房)があるからであ の至らざるを補うかのように祝賀の願文「堀河左大臣

もあってよかった。このようなないものねだりを言うのは、

る。

が、 次のように分類されている。

ある。『本朝文粋』では巻五~七に亙って三七首を採録する

奏状は臣下が意見を申し述べる、また事を請願する文章で

学館を建つ

五首 一首

仏事

官爵を申す

譲爵を申す

学問料を申す

三首

二首 二一首

> 左降人の帰京を請ふ 首

省試詩論

学館を建つ」については後述する。 四首 「譲爵」

は自身の位

階

「省試

詩論」は大学寮における文章生試験の結果をめぐる争論であ を停めて代わりに父や子の位階を上げることを請う。

る。 数字が示すように「官爵を申す」、

昇叙を請う『枕草子』にいう「博士の申文」 作者は十六人に亙るが、作品数の多い順に挙げると、次の が中心となる。

官職へ

の補任、

位階

0

ようになる。 八首 大江匡衡

五首 菅原文時

三首 二首 大江以言 大江朝綱 ・平兼盛 ·兼明親王 源順

茂・文室如正・源為憲・三善道統

一首

菅原倫寧・高丘五常・

高階成忠・

橘

直幹

藤

原篤

それは紀長谷雄、菅原道真、慶滋保胤である。 入る。大江以言もその一人であるが、 大江匡衡から源順までは本稿が主題としている上位九人に 残る三人の名がない。 長谷雄、 道真

は宇多・醍醐朝文壇の中心人物である。その作品が採られて

願文と同じように作品の制作時を確かめてみよう。 いない。先に願文について見たのと同じ事象である。そこで

されている。これを欠くものが四首あるが、うち三首は前後 朝綱の149 最も早いのは醍醐朝の延長三年(九二五)三月十五日の大江 三〇)の作一首、村上朝(九四六~九六七)の作一〇首、円 申す状」である。併せて記しておくと、醍醐朝(八九七~九 寛弘六年(一〇〇九)正月十五日の大江匡衡の協「美濃守を の作から推定することができる。これに基づいて見てみると、 奏状は文章としての性格上、制作(奏上)の年月日が明記 「温職を申す状」であり、最も遅れるのは一条朝の

の作一六首となる。

融朝(九六九~九八四)の作九首、一条朝(九八六~一〇一

る。すなわち、 歴史史料を勘案すると、 学寮に付属する別曹、 建立する状」である。これは中納言在原行平が、自らが属す る在原氏および源氏、 を建つ」に分類された高丘五常の43 ここで日付を欠く残る一首を見なければならない。「学館 平氏など皇統氏族の学生のために、大 奨学院の設立を願い出た文章である。 元慶五年(八八一)の作と考えられ 「在納言の為の奨学院を

> ない。このことを言うのは『菅家文草』に作品数として願 ことが見えてくる。 願文の上位入集者九人の作品数に注目することから、以下の 文草』所収の二三首のうち六首が『本朝文粋』に入集する。 言しておくと、表に関してはこのようなことはない。『菅家 文の場合と同じことが奏状についても見られるのである。 に次ぐ二七首の奏状があるからである。すなわち、 『本朝文粋』における主要な四つの文体―詩序、表、奏状 奏状の時代的分布は右のとおりであるが、菅原道真の作は 前述の願

に限定される。これは『本朝文粋』全体に拡げてみても同じ である。表はきわめて限られて文人が制作する文章であった。 表は四二首が収載されるが、作者は大江・菅原両家の四 人

なお、願文のうち、天皇に関する作も同様である。

二首が増えるのに対し、作者は三十人と四倍近くに大きく増 いる。『本朝文粋』全体で見ると、作品数は一三九首で、三 った。この点で、表とは対蹠的である。 大する。すなわち詩序は広く多くの文人に開かれた文章であ 詩序は最も多い一〇七首が収載されるが、八人が執筆して

採録されていないことである。道真については『菅家文草 願文で目に付くことは、菅原道真、紀長谷雄、 源 が順の作

なる。

一気に四十数年を遡って唯一の九世紀の作と

45

この 作品

事情によるのであろうか。

は村上朝以降の作である。

『本朝文粋』

編纂時に近い年

代

0)

集められている。

道真、

長谷雄の作の入集がない 願文の場合と類似する。

のは、

第一位である。そうであるだけに願文が全く採録されてい と見比べることができるが。『菅家文草』には文体別では に菅原道真また紀長谷雄の作は存在しないわけである。 いことが目に付くが、『本朝文粋』収載の願文は天慶八年 のうち一九首が も多い三三首がある。詩序は二二首が収められているが、 (九四五) の作が最も早く、それ以降の作品を収める。 『本朝文粋』に収載されていて、 作者別では ため

三月に藤原伊尹が多武峯講堂の供養を行った折にその願文を 順 巻二所収の一首と『多武峯略記』の天禄三年(九七二) については広く史資料を見渡しても、 残るのは 『朝野群

作ったという記録だけである。

順は願文を執筆することは

少

221

とは対蹠的である。 なかったのかもしれない。 奏状についても菅原道真、 所収の奏状の制作年次を確かめると、二三首中、 次節で見る旺盛な詩序の制作活動 紀長谷雄また慶滋保胤の作が 首 な

> 個別の問題として、 源順の詩序について考える。

な

そ 最

に次ぐ一七首が採られている。すなわち詩序の比率が高 いえるが、 順は全体では三二首が入集し、六位となるが、 また内容の面でも一つの傾向が見られる。 詩序は道 真

七首の表題は次のとおりである。

第七親王の読書閣に陪りて「弓勢は月の初三」

を賦す詩

204

の序

218 後三月、 奨学院に「春は生ず霄色の中」を賦す詩 都督大王の華亭に陪りて「今年は又春有り」 0 序

を

賦す詩の序

226 九月尽日、 仏性院に秋を惜しむ詩 0

231 229 貞上人の禅房に過ぎりて庭前の水石を翫ぶ 淳和院に遊びて 「波は水中の山を動かす」 を賦す 詩 0 ,詩の序

271 259 禄綿を賀する詩 右親衛源将軍の初めて論語を読むに陪る詩 の序

浄闍梨の洞房に 西宮の池亭に 「花開きて已に樹を匝る」 「花光水上に浮かぶ」を賦す詩 を賦す詩の序 0

301 296

307 上州大王の池亭に陪りて「水を渡りて落花来たる」を賦302 白河院に遊びて「花影春池に浮かぶ」を賦す詩の序

す詩の序

312 源才子の文亭に過ぎりて紅葉を賦す詩の序311 棲霞寺に「霜葉林に満ちて紅なり」を賦す詩の序

32 五覚院に遊びて「紫藤花落ちて鳥関関たり」を賦す詩の序34 神泉苑に「葉下ちて風枝疎らなり」を賦す詩の序

これらの作品のうち、詩宴の場、その主宰者などを明らか33 白河院に遊びて「秋花露を逐ひて開く」を賦す詩の序

204 第七親王邸詩序にできるものを確認していこう。

ま。引作寺は私乱り至戦から、丹亜月り真元二年(もこご)斎で侍読の宮内丞橘正通、近江掾慶滋保胤らと行った詩会の「第七親王」は村上天皇の皇子、具平親王である。その書

序。制作時は保胤の官職から、円融朝の貞元二年(九七七)

218 奨学院詩序 頃と考えられる。 (12)

状」(巻五・43)は当院の設立に際してその目的を述べた奏前節で触れた、高丘五常「在納言の為の奨学院を建立する族の子弟の修学を援助するための大学寮付属の別曹である。奨学院は皇統である王や源氏、平氏、在原氏などの賜姓氏

である。在納言は中納言在原行平。弘仁九年(八一八)、 、八二八)兄弟と共に臣籍に降り在原の姓を賜った。行平は 、八二八)兄弟と共に臣籍に降り在原の姓を賜った。行平は 、私邸に奨学院を建設し、仁和四年(八八八)に至って、これ を別曹とすることを申請し、昌泰三年(九○○)に認可され を別曹とすることを申請し、昌泰三年(九○○)に認可され でいる。順も当然のこととして奨学院に在籍して学んだ。229 の淳和院詩宴の序に「奨学院の鲰生源順」と称している。 の淳和院詩宴の序に「奨学院の動生が、天長三年 、(3)

なり。道の光華、斯に在らずや。一に庸流に非ず。智を闘はす者は琢玉練金、皆是れ偉器煙惟れ新たに、宴会旧に仍る。座に満つる者は天枝帝葉、煙をい新たに、宴会旧に仍る。座に満つる者は天枝帝葉、

琢磨の練達の士が詩を競い合うという。時は正月十六日、ここに会するのは皇統に連なる人々。切磋

221 都督大王邸詩序

て改元が行われ、かつ閏三月があった年は応和元年(九六閏を得たり」とある。順の生存時(九一一~九八三)にあっ月」は閏三月をいうが、本文には「時に聖暦元を改め、老春表題に「後三月、都督大王の華亭に陪り」とある。「後三

合する。

47

三皇子である。本文に、 の官に在った親王は章明親王である。章明は醍醐天皇の第十 一)に限られる。そうしてこの時、都督大王すなわち大宰帥

っていた。今日の宴も講釈終了の後、

秋が終わる今

大王は才華清英にして、徳宇凝邃なり。 洛城の以東に、一つの勝地有り。都督大王の深宮なり。 漢の景帝の十

観平台、 有三子、最弟其の名を忝なくするを謝ぢ、 誰人か其の学を好むを聞きし。 梁の孝王の曲

とあるが、章明親王との比較の対象として、 漢の景帝の十三

子のうち、その「最弟」を持ちだしているのは、 章明親王が

第有り」(『政事要略』巻六九、 第十三皇子だからであり、 いうのも、「東北辺の末、 鴨河堤の内に、 その邸第が「洛城以東」にあると 致敬拝礼下馬)とあるのに符 弾正尹章明親王の

王が洛東の邸宅に催した詩宴の序である。(4) 以上を要するに、これは応和元年閏三月、 大宰帥の章明親

このように言う。 九月尽日、 仏性院詩序 仏性院は都京と延暦寺を往来する人々の

したものである。建立の後は、人々が便宜を得るのみならず、 休息の場として、 藤原朝成が比叡山の麓、 西坂本の地に建立

季節ごとに『法華経』

の講釈が行われ、

僧俗結縁の場ともな

賦し、

奨学院の鯫生源順、

聊か大綱を記すと爾云ふ」という

から同三年までのいずれかの年ということになる。([5]) H 前記の官職から、この宴が行われたのは天禄元年(九七〇 っては母方の叔父という縁戚にあった。また、重光、保光の 客として参議右兵衛督源重光と参議右大弁の源保光が在った。 下に「秋を惜しむ詞」を詠ずることとなった。 朝成は重光、保光兄弟 逝く秋を心行くまで惜しもうではないか、 (醍醐天皇皇子代明親王の子)にと 朝成の、 という主唱の この席には

231 貞上人禅房詩序

る人物で、素性を知りたく思うが、手がかりがなく、 人は貞某あるいは某貞なる僧である。 が友なり。師を尋ねて友と結ぶ。寔に縁有り」という。 を翫ぶ叙」。本文に「夫れ貞上人は我が師なり、 表題は「夏日、王才子と貞上人の禅房に過ぎり庭前の水 順が「我が師」と称 王才子は 未詳で す

雖も、 余輩、 ていることである。「才子」は多く大学寮に学ぶ者をい ある。注目したいのは貞上人の僧房を王才子と同行して訪 「淳和院に遊ぶ詩序」の結びに、「時や我が党の才子十有 実は文章を闘はす。勧学院の鴻才の藤懃、 南曹の二窓を出でて、 西京の一洞に入る。 名は遊覧と 忽ち妙句を ね

229

のも、これをよく示している。南曹とは後出の勧学院と奨学

ここで併せて弘「源才子の文亭に過ぎりて紅葉を賦す詩、大学寮の南側に位置したので、かく称された。すなわち、こた見える才子は南曹に属する学生らを指している。王才子とに見える才子は南曹に属する学生らを指している。王才子とに見える才子は南曹に属する学生らを指している。王才子という。この二院は藤原氏及び源氏らの賜姓氏族の学生院をいう。この二院は藤原氏及び源氏らの賜姓氏族の学生

序」を見ておこう。

文頭に「崇仁坊の北に、一つの風亭有り。姓は源、字は文、文頭に「崇仁坊の北に、一つの風亭有り。姓は源、字は文、方ことは学生であることを意味する。この源才子が字を持つということは学生であることを意味する。この源才子が字を持つということは学生であることを意味する。この源才子が字を持つということは学生であることを意味する。この源文もまた源氏であることから、奨学院に籍を置いていたに違いない。

296

西宮池亭の花宴の詩序

をいう。これによって「右親衛源将軍」及び「翰林藤学文宣王の遺訓を守ると」と書き起こす。「文宣王」は孔子めて魯の論語を読む。時人以為らく、下問を恥ぢず、能く「康保三年の夏、右親衛源将軍、翰林藤学士を招きて、初

となっているので、二年以後となる。花宴の日については文

右親衛源将軍

『論語』

読書宴詩序

出、は容易に知ることができる。康保三年(九六六)の右、は容易に知ることができる。康保三年(九六八)の右、成務を 、内宴)。また「翰林藤学士」、文章博士の藤原氏は藤 巻二、内宴)。また「翰林藤学士」、文章博士の藤原氏は藤 巻二、内宴)。また「翰林藤学士」、文章博士の藤原氏は藤 巻二、内宴)。また「翰林藤学士」、文章博士の藤原氏は藤 でいった。

を読んだ時の竟宴における序である。 この詩序は康保三年、源延光が藤原後生に就いて『��

49 『本!

「詹事納言」は権中納言春宮大夫の源延光、「尚書相公」

302 323 白河院詩序

まず323詩序から。第一段につぎのようにいう。

武衛藤相公」、参議左兵衛督は嗣子の済時である。また賓客れたのは天禄二年(九七一)となる。そうして主宰者の「左和二年(九六九)十月に没した藤原師尹であり、詩宴が催さ

「黄閤」、大臣が薨じて三度目の秋というが、この大臣は安

ついで302詩序を考える。次の叙述がある。

今年閏は二月に在り。豈花鳥時を得たる春に非ずや。姓夫れ年に必ずしも閏在らず、閏は必ずしも春に在らず。

もなほ都人士女の花を論ずる者、多く白河院を以て第

……。是を以て、大長秋・左監門・戸部尚書の

の賢大夫の、心和漢に通じ、手絃管に巧みなる者、或い三納言、右武衛・執金吾・左大尚書の三相公、及び当時

と為す。

て追ひ尋ぬ。其の主を誰とか為す、左武衛藤相公なり。は仙闈自りし、或いは第宅自りし、冠蓋相望んで、皆以

善く筝を弾じ能く筆を翫ぶ、誠に花月の主なり。

武衛藤相公」は先の藤原済時、参加した貴紳の「大長秋・左から、主宰者及び参加者を知るのは容易である。主宰者「左る。これに当たるのは天禄三年(九七二)である。このこと「今年閏は二月に在り」がこの詩序催行の時を明らかにす

三参議は右兵衛督源重光、右衛門督藤原斉敏、左大弁源保光源延光、民部卿藤原文範、「右武衛・執金吾・左大尚書」の監門・戸部尚書」の三中納言は中宮大夫藤原朝成、左衛門督

となる

詩序は末尾で作者が自身の述懐を記すのが通例であるが、307 上州大王邸詩序

は参議右大弁の源保光である

この序でも「学を好みて益無き者有り、

前の泉州刺史順なり、

九年散班に沈んで、空しく嵆含の左鬢を添ふ」という。

州大王は盛明親王である。 邸宅はかつて宇多上皇が宴を催された所であり、花は一代を に逢ひて以て重ねて其の色を澄ましむ」とある。親王のこの 王また致平親王であるが、どちらであろうか。文中に「大王、 はこの時の上野太守あるいは上総太守である。それは盛明親 る致平親王は二代を隔てることになる。以上の二点から、 ては一代であるが、 隔てて再び花を開いているという。この一代とは醍醐天皇 ぶ所なり。花は一代を隔てて、再び其の栄を発き、水は二主 未詳)。もう一つ、「今大王の遊ぶ所は、本是れ寛平太上の遊 娘を妻としている(もう一人の文章博士菅原文時との関係は 原氏と縁戚であるというのであるが、盛明親王は菅原在躬の 翰林両菅学士と通家なり」とある。親王は二人の文章博士菅 わせてみると、天元二年(九七九)のこととなる。上州大王 のであるが、これを彼の官歴(『三十六人歌仙伝』)に引き合 和泉守の任を解かれてのち九年間、 (宇多天皇の子)をいう。醍醐天皇の皇子、盛明親王にとっ 村上天皇 (醍醐天皇の皇子)の皇子であ 無官のままであるという

> 氏、 これに当たる親王のうち、栖霞寺と関わりを有する人物は誰 明親王の外祖父)の兄弟である。次の叙述がある。 菅原道真の「両源相公の為の先考の大臣の周忌法会願文」 か。それは重明親王である。醍醐天皇皇子で、母は源昇の娘 る。順が文章生となった天暦七年(九五三)十月以後となる。 宴の時を尋ねると、末尾に「順 部大王」、式部卿親王の主宰であることを明記する。まず詩 賦す。李部大王の教に応ふ」とある。「教」は仰せの意。「李 主であることが知られるが、この二人は融の子、湛と昇 (『菅家文草』巻一二66)から、「両源相公」がこの法会の願 たる寛平八年(八九六)、ここに寺が建立された。 天暦四年に式部卿となる。詩宴の場となった栖霞寺は嵯峨源 表題は「初冬、栖霞寺に同に「霜葉林に満ちて紅なり」を 源融の別業で栖霞観と称されていたが、 暮年にして桂を折る」とあ 融の一周忌に当 その折の (重

中に収む。中に収む。

融の遺志に従って、ここに寺を建て経典を収めるという。重

311

栖霞寺詩序

輔は誰であろうか。

史料に尋ねると、

『扶桑略記』

応和元年

冬」すなわち天暦七年の十月となる。(②) 314 親王と考えられる。詩宴が行われたのは、 明親王から見ると、 た天暦七年十月から重明親王薨去の同八年九月以前の「初 法会を栖霞寺で行っている(『李部王記』)。 深い所縁のある場所であった。その故であろう、親王は天慶 表題は 神泉苑詩序 (九四五) 十二月二十七日、亡妻 栖霞寺は外曽祖父融・外祖父昇を通して (藤原寛子)のため 順が文章生となっ 李部大王は重明

を賦す」。このようにいう。 「冬日、神泉苑に於いて同に「葉下ちて風枝疎らな

322

表題は「三月尽日、

五覚院に遊びて同に

紫藤花落ちて鳥

神泉苑は禁苑の其の一なり。 を禁ぜざればなり。 かに暇予を其の間に取る。蓋しまた漁釣を禁じて、 : 戸部省侍郎以下、 吟詠 像で

賦したという。これから、 の一日、 戸部省」は民部省の唐名、 民部省の大輔以下が休暇を取って神泉苑に遊び詩を 順の官歴が思い合わされる。 「侍郎」はその大輔をいう。 順は 久

丞に昇り、 序はこの間の作であろう。ではこの詩遊の主唱者となった大 康保三年 (九六六) に下総権守に転じている。

応和二年

(九六二) 正月、

民部少丞に任じられ、

翌三年に大

三月五日条にその名が見える。この日、 は右中弁の官に在った いている(『公卿補任』 も侍している。保光は天暦八年 であるが、その一人に「民部大輔保光」がいる。 釣殿に桜花の宴を催し、多くの文人が召されて詩を賦したの (『朝野群載』) 巻二三)。 天禄元年)。そうして康保二年五月に (九五四) 十月にこの官に就 村上天皇が冷泉院 ちなみに 順 0

0

に、 以上を要するに、この詩遊は民部大輔源保光の主 応和二、三年、 五覚院詩序 康保元年のいずれかの冬に行われている。 唱のもと

関関たり」を賦す」。次のように記す。 嵯峨院は我が先祖太上皇の仙洞なり。 の院の西洞なり。 大師仙遊を尋ねて洞房を占め、 :... 五覚院は彼

吏部善侍郎、 遂に風煙の勝趣に感ず。 詩客十余人を率ゐて、 先づ氷雪の尊顔を拝

写して以て沙界を利す。

是の故に我が道

0

通儒

たこともあったという。きわめて由緒ある場所なのである。 た嵯峨院の西房であったことが知られる。 これに依って五覚院は、 嵯峨天皇の別業であり後院とな また空海 が止住

ゆえに「吏部善侍郎」は十数人の詩人らと、ここで逝く春を

に連なる者としての順の強固な家門意識をうかがうことがで「嵯峨院は我が先祖太上皇の仙洞なり」には嵯峨源氏の皇統が、該当する人物を見出せない。これは措くとして、文頭のが、該当する人物を見出せない。これは措くとして、文頭の世部告郎は武部大輔の唐名であり、善は三善氏と考えられる世しむ雅遊を催したとあるが、この吏部善侍郎は未詳である。

2000 別序 具平親王、橘正通、慶滋保胤各序のキーワードを抜き出すと、このようになる。以上、論証に紙幅を費やしたが、これを整理していこう。

きる。

221序 章明親王

218 序

奨学院

226序 仏性院、藤原朝成、源重光、源保光

23序 貞上人、王才子(共に実名は未詳)

259 序

源延光

302序 白河院、藤原済時、

源延光、

藤原文範、

源

重光、藤原斉敏、源保光 白河院、藤原済時、藤原朝成、

311序 栖霞寺、重明親王307序 盛明親王

312 序

源才子

(未詳

326 五覚院(嵯峨院)、吏部148 神泉苑、源保光

323序 白河院、藤原済時、源延光、源保光322序 五覚院(嵯峨院)、吏部善侍郎(未詳)

これらから何が見えてくるか。人と所に分けて考える。

で示すと次のようになる。



53

なお高明は妻も嵯峨源氏である。 この三人は母を通して順と同じ嵯峨源氏の血を承けている。

次いで源氏の重光・保光・延光の三兄弟、 (V わゆ る \equiv

苑 王の子であるが、 光」(『二中歴』巻一三、名人歴) 314 での詩宴に複数回列なっている。次のようになる。 白河院 302 323 である。 また仏性院 醍醐皇子の代明親 226 神泉

重光 226 302

さらに王才子と源才子である。 259 302 323 才子と称しているので、

共に奨学院に属していたはずである。

述のように大学寮に学ぶ身である。王氏といい、源氏という。

る。 次に所であるが、 以上の親王、 源氏、 親王邸及び源高明の西宮は、 王氏、 いずれも皇統に連なる人々であ 人として見

た。その他を見る。 (218 序) 前述のように皇統の王や源氏、 平氏、 在原

氏などの賜姓氏族のための別曹である。 (311 序) 先には 「李部大王」、式部卿親王は重明 究親王

であることを明らかにすることを主眼として述べたが、

そこ

で論証に用いた菅原道真の「両源相公の為の先考の大臣の周

忌法会願文」の一部をもう一度引用する。

所天(父)尋常に言ひて曰く、「栖霞観は嵯峨の

しく叡賞を留めたまふ。

仮使暫く風月優遊の家と為るも

唯願はくは終には香華供養の地と作らんことを」と。

天皇 彼はいつもこう言っていた。 所天」は親王の外祖父源昇にとっての父、 (融の父)が長きに亙って遊覧を楽しまれた所なのだ。 栖霞観は「嵯峨の聖霊」、 融であるが、

栖霞観は融の別荘として知られているが、そもそもは嵯峨天

皇 (上皇) ゆかりの地なのであった。

前

五覚院(322字) これも先述のように、 峨院の子院である。

嵯峨上皇の後院、

嵯

縁ある所、また皇統に関わる所であった。 以上のように、 詩宴の場となったこれらは、 嵯峨天皇に所

があるが、源順の作は菅原道真に次ぐ一七首が採録されてい 『本朝文粋』には全作品の三分の一に近い一三九首 1の詩序

強く意識し、 る。そうして、 皇統の人々との交わりの その作品からは、 順が嵯峨源氏であることを いなかで、 また所縁ある

場で多く制作活動を行っていたことが明らかになる。

- 1 2 を対象とするので、詩は除外する。 雑詩も二二首があるが、本稿は本朝文粋論として、
- 論』勉誠出版、二〇一二年) 拙稿「文は、願文・表・博士の申文」(『本朝漢詩文資料
- 3 うに両者は区別されているので、分けて考える。 巻五の目録では表に辞状を付属させているが、 後述のよ
- 5 4 新日本古典文学大系『本朝文粋』の作品番号。 日本古典文学大系『菅家文草』の作品番号。
- らに「書序」「詩序」「和歌序」に分類するが、大部分を占「『本朝文粋』は文体としては「序」と立項し、これをさ めるのは詩序であるので、これを以って代表させる。
- 7 聊染,,疎毫,、上,,其都序 , 」は一例である。 (『本朝文粋』巻九55)の「良香謹拝」高命、不二敢違」之。都良香「陪」左丞相東閣」聴…源皇子初学」周易」」詩序
- 9 8 朝漢文学史論考』勉誠出版、二〇一二年)。 拙稿「平安朝漢文学史の輪郭―詩序を例として」(『平安
- 10 「在納言の奨学院を建立する状」。 拙著『本朝文粋抄』三(勉誠出版、二〇一四年)第九章 拙著『本朝文粋抄』三、第七章「西宮の池亭に「花開き
- 二〇二二年)。 て已に樹を匝る」を賦す詩の序」。 拙稿「『扶桑集』の詩人(三)」(『成城国文学』第三七号、
- 12 「弓勢は月の初三」を賦す詩の序」。 拙著『本朝文粋抄』三、第六章「第七親王の読書閣に
- 注9に同じ。
- 考』補訂版、勉誠出版、二〇〇五年)。 拙稿「属文の王卿」― -醍醐系皇親」(『平安朝漢文学論
- 仏性院に秋を惜しむ詩序」。 拙著『本朝文粋抄』六(勉誠出版、二〇二〇年)第九章

- 16 史』第七一五号、二〇〇七年)。 拙稿「源為憲と藤原有国の交渉をめぐって」(『日本歴
- 17 その経歴、文業については、拙稿「『扶桑集』の詩 人
- (四)」(『成城文藝』第二五五号、二〇二一年)参照。 注10に同じ。
- 19 18 としての順」(『跡見学園女子大学国文学科報』13、一九八 五年)を参照した。 神野藤昭夫「《源順伝》断章―安和の変前後までの文人
- 20 誠出版、二〇〇五年)。 拙稿「白河院の詩遊」(『平安朝漢文学論考』補訂版、
- 注20に同じ。但し「一代を隔て」のことは新たに加えた。
- 22 21 注20に同じ。

(ごとう・あきお 成城大学元教授